

(目的)

第1 この要綱は、婚姻に伴う新生活に係る経済的な負担を軽減し、地域における少子化対策の推進と、野田村への定住を促すことを目的に、予算の範囲内で結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、野田村補助金交付規則（昭和43年野田村規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯とは、交付決定年度の前年度3月1日から村長が別に定める日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得とは、村内に住宅を建築又は購入することをいう。
- (3) 住宅リフォームとは、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等これに類する費用（倉庫、車庫に係る工事、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。）をいう。
- (4) 住宅賃貸とは、賃貸住宅を所有又は転貸する者（以下「賃貸人」という。）との間で村内に所在する住宅の賃貸契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。
- (5) 引越費用とは、村内に引越する際に要した費用のうち、引越事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する一般貨物自動車運送事業を営む者をいう。）に支払った費用をいう。
- (6) 貸与型奨学金とは、公的団体又は民間団体により、学生の就学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 婚姻日における夫婦の双方の年齢が39歳以下の新婚世帯であること。
- (2) 新婚世帯の所得額（夫婦の所得額の合算額をいう。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返還を現に行っている場合は、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返還額を控除して得た額とする。
- (3) 対象となる住居が村内にあり、夫婦双方が当該住居の住所で住民登録がなされていること。
- (4) 村税等を滞納していないこと。

- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。
- (6) 本事業と同等の補助等を受けていないこと。
- (7) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。ただし、同一申請者（同一新婚世帯に限る。）の村内の転居かつ補助上限額の範囲内での申請に限り、2回目以降も対象とすることができる。
- (8) 交付決定後5年間は村内に居住する意思があること。
- (9) 岩手県が実施する家事育児参画促進講座又は村長が指定する講習会等を受講していること。

（補助対象経費等）

第4 補助対象経費は、交付決定年度の4月1日から当該年度内で村長が別に定める日までの間に要した住宅取得、住宅リフォーム費用及び住宅賃貸に係る費用（ただし、当該期間において給与等の支払者から住宅手当の支給を受けている場合は、該当住宅手当の合計額を差し引くものとする。）並びに引越費用とする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の合計額とし、次のとおりとする。

年齢要件	補助金の額
夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯	1世帯あたり60万円を上限とする
夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	1世帯あたり30万円を上限とする

3 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、婚姻後夫婦が同居を開始した日から1月以内に、結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- (2) 所得証明書
- (3) 住民票謄本
- (4) 住宅の請負契約書又は売買契約書の写し（住宅取得に係る補助金の交付の場合）
- (5) 改修の箇所を明らかにした設計図及び見積書等の写し（住宅リフォームに係る補助金交付の場合）

- (6) 住宅の賃貸契約書の写し（住宅賃貸に係る補助金の交付の場合）
- (7) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付の場合）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（職場から住宅手当を支給されている場合に限る）
- (9) 貸与型奨学金の返済額が分かるもの（貸与型奨学金返済を行っている場合に限る）
- (10) その他村長が必要と認める書類
（交付決定）

第6 村長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 住宅賃貸にかかる交付は、4月分から9月分までを上半期、10月分から3月分までを下半期として各半期において要件を満たした月分を交付するものとする。なお、各半期時点において第3に規定する要件のいずれかを欠く場合は、当該半期分は全額交付の対象としない。
（事業の変更等）

第7 申請者は、交付決定の通知を受けた後において事業の変更、中止又は廃止をしようとするときは、結婚新生活支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定により事業の変更、中止又は廃止の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、事業の変更、中止又は廃止を認めたときは、結婚新生活支援事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
（補助金の請求）

第8 第6の規定による補助金の交付決定を受けた者は、結婚新生活支援事業費補助金交付請求書（様式第6号）により村長に補助金の請求をするものとする。

- 2 前項による請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 住宅取得、住宅リフォーム又は住宅賃貸の支払いを証する書面又は領収書の写し
 - (2) その他村長が必要と認める書類
- 3 住宅賃貸にかかる請求は、上半期分を10月31日までに、下半期分を4月30日までに行うものとする。
（補助金の交付）

第9 村長は、補助金の交付請求があったときは、当該書類を審査し、事業が補助金交付の決定の内容に適合すると認めたときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、結婚新生活支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定後5年以内に夫婦ともに村外へ転出したとき。(住宅取得に係る交付決定の場合)
- (2) 申請者及びその世帯員が村税その他義務的納金を滞納したとき。
- (3) 賃貸貸契約を解除したとき。(住宅賃貸に係る交付決定の場合)
- (4) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (5) 村長が特に必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第11 村長は、第10の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、結婚新生活支援事業費補助金返還命令書(様式第8号)によりその返還を求めるものとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。